

広島県 収 受	
第	号
30. 1. 17	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

医薬品の製造販売業者における三役の適切な業務実施についてのQ&A

「医薬品の製造販売業者における三役の適切な業務実施について」（平成 29 年 6 月 26 日付け薬生発第 0626 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に関するQ&Aを別添のとおりとりまとめましたので、業務の参考とするとともに、貴管下関係業者に周知方ご配慮をお願いいたします。

